

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第50回

中国における紛争解決(その3)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国に進出する日本企業が多くなるにつれて、日本企業と中国企業のトラブルも増加している。今回は、前回に引き続き、訴訟制度の具体的な問題点、仲裁との相違点などを取り上げて検討したい。

一 日本における裁判所の判断の中国での執行

Q1: 日本企業A社と中国企業B社は、取引基本契約において、「この契約から、またはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争については、日本国東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。」という合意をしました。しかし、中国企業B社は日本に財産を有していないため、日本で判決を得ても中国で執行しなければならないはずですが、日本の裁判所の判決は中国において執行することができるのでしょうか。

A1: 日本の裁判所の判決は、中国の人民法院によって執行することができないと考えます。したがって、A社は、仮に東京地方裁判所においてB社に対する勝訴判決を得たとしても、中国に存在するB社の財産に対する強制執行をすることができません。

1 日本における裁判所の判断の中国人民法院による執行

中国民事訴訟法は、外国の裁判所が下した法的効力の生じた判決及び裁定について、中国の裁判所が承認及び執行をすることができる要件を定めている(中国民事訴訟法第267条、第268条)。

その要件は、①当該外国と中国が、判決及び裁定の承認及び執行に関する国際条約を締結又は参加している、若しくは、互惠の原則に従い承認及び執行が認められる場合でなければならないこと(中国民事訴訟法第267条、第268条)、②当該判決又は裁定が中国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会的公共的利益に反していないことである(中国民事訴訟法第268条)。

そして、日本と中国は、判決等の執行に関する国際条約を締結しておらず、また、そのような国際条約に参加していない。したがって、互惠の原則に従い承認及び執行が認められる場合に該

当するか否かが問題となるが、現在のところ、日本と中国の間には互恵の原則が認められていないと考える。

この点、大連市中級人民法院は、1994年11月5日、日本と中国の間には、相互に裁判所の判決及び裁定を承認及び執行する国際条約を締結しておらず、又は、そのような国際条約に参加しておらず、日本と中国は相当の互恵関係を築いていないとし、中国の人民法院は、日本の裁判所の判決を承認及び執行しないと判断した（「日本公民五味晃が申請した中国の法院による日本の裁判所の判決の承認及び執行」）。また、1995年6月26日付で、中国最高人民法院も遼寧省高級人民法院に対して同趣旨の回答をしている。

以上より、中国の人民法院は、日本の裁判所の判決を承認及び執行しないと考える。

2 仲裁との比較

「中国における紛争解決(その1)」で検討したとおり、日本と中国は、一定の条件の下において外国仲裁判断を承認及び執行することを定めた「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆるニューヨーク条約）に加盟しているため、日本での仲裁判断は当該条約の加盟国である中国において承認・執行することが可能である。

したがって、中国側当事者が日本に執行可能な財産を有しているなどの特殊な場合を除いて、紛争解決の実効性を考えた場合、渉外関係の契約においては、日本の裁判所に第一審専属管轄権がある旨の合意管轄条項を規定するよりも、日本の仲裁機関において仲裁する旨の条項を規定するほうが合理的であると考ええる。

二 中国における人民法院の判断の日本での執行

Q2:最近、中国企業B社は、日本企業A社が販売した製品Cの品質に重大な問題があり、その結果、顧客に多大な損害賠償金を支払わなければならなくなったとして、強い不満を示していましたが、この度、A社は、B社がA社・B社間の取引基本契約違反を根拠に、A社に対する損害賠償請求訴訟を北京市にある人民法院に対して提起したことを知りました。A社は、中国に子会社などもなく、ほとんど財産がない状態です。仮にB社の主張を認める旨の判決が下された場合、日本で執行されることがありうるでしょうか。

A2:中国の人民法院による判決は、日本の裁判所によって執行することができないと考えます。

したがって、仮に北京市の人民法院において、B社がA社に対する勝訴判決を得たとしても、B社は日本に存在するA社の財産に対して強制執行をすることができません。

1 中国の人民法院の判断の日本の裁判所による執行

日本民事訴訟法は、外国裁判所の確定判決が日本において効力を有する要件を定めている（日本民事訴訟法第118条）。

その要件は、①法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること、②敗訴の被告が訴

訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと、③判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、④相互の保証があること、である(日本民事訴訟法第118条)。

この点、大阪高等裁判所は、中国人民法院の判決が日本において効力を有するかについて、大連市中級人民法院が日本の裁判所判決の承認及び執行を中国の人民法院が認めないとの決定をしたこと、中国最高人民法院が同趣旨の回答を遼寧省高級人民法院に対してなしていることなどを理由として、「相互の保証」(日本民事訴訟法第118条第4号)の要件を満たさないと判断した(投資金額確認請求控訴事件、平成14年(ネ)第2481号、平成15年4月9日判決、大阪高等裁判所)。

また、当該裁判例が用いた理由からすれば、日本の最高裁判所が、中国の人民法院の判決が日本において効力を有するとの判断をする可能性は少ないと考えられる。したがって、日本の裁判所において、以降も同様の判断がなされる可能性が高い。

以上より、日本の裁判所は、中国の人民法院の判決を承認及び執行しないと考える。

2 仲裁との比較

これに対して、日本及び中国は、先述のとおり外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加盟しているため、中国における仲裁判断は、日本の裁判所において承認・執行することが可能である。さらに、日本において、中国における仲裁判断を執行した裁判例がある(外国仲裁判断に対する執行判決請求事件、平成10年(ワ)3851号、平成11年8月25日判決、横浜地方裁判所)。

よって、中国における仲裁判断は、日本の裁判所によって承認・執行することができる。

三 債務不存在確認訴訟

Q3: 中国合弁企業A社は、取引先の中国企業B社に対して売掛代金債権を有していましたが、B社はA社に対して別の損害賠償請求権があるとして、売掛代金を支払いません。そこで、A社はB社の主張する損害賠償請求権について債務不存在確認訴訟を提起したいと考えていますが可能でしょうか。

A3: 中国において債務不存在確認訴訟は、実務上、認められていません。したがって、A社は、B社を被告として債務不存在訴訟を人民法院に提起することはできません。

中国において、債務不存在確認訴訟の提起は、理論上は可能であると考えられている。しかし、いかなる場合に確認訴訟を提起できるかについては、実務上、原告は自己が所有又は使用する権利を有するものにつき確認訴訟を申立てることができるものであると理解されており、それ以外の確認訴訟はほぼ受理されていない。実際にも、債務不存在確認訴訟が受理された前例はほとんどない。なお、ある中級人民法院の回答によれば、債務不存在確認訴訟については受理できず、過去にこのような提訴を受理した先例はないとのことであった。

したがって、中国の人民法院において、債務不存在確認訴訟を提起することは、当面は困難であると考えられる。

四 裁判の期間

Q4: 日本企業A社が出資した中国合弁企業C社は、中国企業B社に対して、売掛代金の支払を求めて、中国の人民法院に訴訟を提起することを検討中ですが、どの程度の時間がかかるかについて不安を感じています。そこで、中国における人民法院での裁判には、時間がどのくらいかかるか教えてください。

また、仮にA社がB社に対して売掛代金債権を有しており、その支払を求めて訴訟を提起する場合にはどの程度の期間がかかるのでしょうか。

A4: C社が原告である場合には、人民法院は、第一審については原則として審理を6ヶ月以内に、第二審については原則として審理を3ヶ月以内に終えなければなりません。

これに対して、日本企業であるA社が原告である場合には、以上のような期間の制限はありません。

人民法院は、訴状又は口頭による訴えの提起を受け取った場合には、「7日以内に事件を登録し」なければならず(中国民事訴訟法第112条)、原則として、「事件を登録した日から6ヶ月以内に審理を終結しなければならない」(中国民事訴訟法第135条)。また、人民法院は、上訴事件を審理する場合には、原則として、第二審の事件を登録した日から3ヶ月以内に審理を終結しなければならない(中国民事訴訟法第159条)。

この点、日本の最高裁判所が毎年発表している司法統計年報の2003年度版によると、日本の裁判所の第一審民事訴訟事件で、6ヶ月以内に終了している事件は全体の約62・5パーセントに過ぎず、6ヶ月を超え2年以内に終了した事件は約31・1パーセント、2年を超える事件は全体の約6・4パーセントあるため、中国の民事事件における審理速度は、日本と比べて早いことが多い。したがって、中国の人民法院における裁判に臨む場合には、事前に十分な準備をし、主張及び証拠を提出する機会を逃さないようにする必要がある。

なお、涉外事件の場合には、上記の期間制限を受けない(中国民事訴訟法第250条)ことから、原告が日本企業であるような場合、必ずしも上記のような期間で終了するとは限らない。そのため、涉外事件において、原告が当然に勝訴すべき事案であっても、被告が当該地方において政治力を有しているような場合、事実上、事件の審理が途中で停止し、以降何年間も審理が進まず判決が得られないというケースがある。